

(特別 1)

[問1] 次の法令や条約に即して、(A)～(H)に当てはまる語句を書きなさい。

学校教育法

第八十一条 (略)

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 (A) 者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、(B)により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を(C)して、教育を行うことができる。

障害者の権利に関する条約

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、(D)の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の(E)についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その(F)、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 (略)

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を(G)することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の(G)並びに障害者相互による支援及び(H)を容易にすること。

(略)

[問2] 次の各問い合わせ下さい。

(1) 次の法令について、次の問い合わせ下さい。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を（A）してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的（B）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を（A）することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的（B）の除去の実施について（C）かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

① 法令に即して、（A）～（C）に当てはまる語句を書きなさい。

② _____線部は、令和3年5月に改正された。どのように改められたか、ひらがな5字で書きなさい。

(2) 次の文は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」（27文科初第1058号、平成27年11月26日）の「別紙2 分野別の留意点 学校教育分野」の一部である。これに即して、（D）～（I）に当てはまる語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）

1 総論（略）

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点（略）

ア 合理的配慮の（D）に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。

イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ（D）を図った上で提供されることが望ましく、その内容を（E）に明記することが重要であること。

ウ（略）

エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである（F）の理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。（略）

オ 進学等の移行時においても途切れることのない（G）した支援を提供するため、（E）の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。（略）

(2)（略）(3)（略）

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた（H）が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としていること。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、（I）は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であること。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができること。（略）

【語群】	ア インクルーシブ教育システム オ 相互理解	イ 指導要録 カ バリアフリー	ウ 交流及び共同学習 キ 合意形成	エ 一貫 ク 個別の教育支援計画
------	---------------------------	--------------------	----------------------	---------------------

(特別 3)

[問3] 以下の文は、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月 告示)の一部である。これに即して、(A)～(K)に当てはまる語句を書きなさい。

「第1章 総則 第4節 教育課程の実施と学習評価」

3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの(A)や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた(B)を把握する観点から、単元や題材など内容や時間の(C)を見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた(B)や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の(D)性や信頼性が高められるよう、(E)的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

「第2章 各教科 第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについて的確な(F)概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の(F)発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、(G)、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (H)的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

「第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い」

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの(B)や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を(I)的に取り上げること。
- (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに(J)を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ (略)
 - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を(K)ために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ (略)
 - オ 個々の児童又は生徒に対し、(J)選択・(J)決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
 - カ (略)

[問4] 次の各問い合わせ下さい。

- (1) 次の文は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25文科初第756号、平成25年10月4日）に示されている特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度の一部である。これらに即して、(A)～(C)に当てはまる語句を書きなさい。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級 (略)

① 障害の種類及び程度

(略)

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び(A)の形成が困難である程度のもの
二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、(B)生活への適応が困難である程度のもの

(2) 通級による指導 (略)

① 障害の種類及び程度

(略)

イ 自閉症者

- 自閉症又はそれに類するもので、(C)の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

- 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、(C)の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

- (2) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）の一部である。①～④の各障害の状態等の把握に当たっての留意点として当てはまるものを下のア～オの中から選び、記号で答えなさい。

- ① 視覚障害
② 学習障害
③ 知的障害
④ 注意欠陥多動性障害

(特別 5)

(3) 次の【表】は、全国の特別支援学校（国・公・私立計）の在籍者数の推移（特別支援教育資料 平成28年度～令和2年度 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）から作成したものである。表中のF～Hに当てはまる障害種を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

【表】全国の特別支援学校（国・公・私立計）の障害種別在籍者数の推移（人）

【語群】 [ア 聴覚障害 イ 視覚障害 ウ 肢体不自由 エ 知的障害 オ 病弱・身体虚弱]

(4) 次の文は、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 告示）の一部である。これに即して、(I)～(M)に当てはまる語句を書きなさい。

「第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒相互のよりよい(I)を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う(J)と、個々の児童又は生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う(K)の双方により、児童又は生徒の発達を支援すること。
あわせて、小学部の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童又は生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい(I)を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における(L)を図っていくことができるよう、児童理解又は生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・(M)的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(略)

〔問5〕 次の各問い合わせに答えなさい。

- (1) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の一部である。これに即して、(A)～(C)に当てはまる語句を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

【てんかん】

ア 緊急対応を要する発作

多くは(A)性の強直や間代を伴う痙攣(けいれん)がこれに該当する。発作は、最初から(A)の痙攣を来す(A)性強直間代発作(大発作)や片方の手のびくびくした動きなど(部分発作)から始まって(A)痙攣に至ることもある(二次性全般化発作)。前者では最初から意識がなくなるが、後者では最初は意識があり後で思い出すことができる。発作中、失禁を来したり、(B)がしにくくなったり、唾液を飲みこみにくくなったりすることがある。また、発作に先立って不快感を覚えるなどの前兆を認めることもある。なお、発作は通常、(C)以内に収束する。

発作中は(B)がしにくくなるため、衣服を緩めて(B)がしやすい体位を取らせる。また顔を横に向けるなどして、痰がのどに詰まらないようにする。

【語群】 [ア 数分 イ 突発 ウ 全身 エ 姿勢保持 オ 1時間 カ 呼吸]

- (2) 次の①～③の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の一部である。これに即して、それぞれの障害、もしくは、疾患の名称を下の【語群】から選び、記号で答えなさい。

- ① 妊娠初期に何らかの原因で胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となり、脊髓がはみ出して腰部の瘤(こぶ)となって現れる。
- ② 気道の慢性的な炎症によって反応性が高まり、種々の刺激により気管支平滑筋の収縮、粘膜の腫れ、分泌物の増加による痰(たん)の貯留などを来し、発作性に咳(せき)や喘鳴(ぜんめい)(ゼーゼー、ヒューヒュー)を伴う呼吸困難を繰り返す疾患である。
- ③ 乳幼児期に多く発症する。年齢が高くなるほど、また、病期が進むほど予後不良になる悪性固形腫瘍である。

【語群】 [ア ペルテス病 イ 脊柱側彎症(せきちゅうそくわんじょう) ウ 神経芽腫(神経芽細胞腫)
エ 二分脊椎症 オ 気管支喘息(ぜんそく)]

- (3) 次の文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第八十一号)の「第一章 総則」の一部である。これに即して、(D)～(G)に当てはまる語句の組合せとして適切なものを答えなさい。ただし、(D)と(E)の組合せは下の①のア～エの中から、(F)と(G)の組合せは下の②のカ～ケの中から選び、記号で答えなさい。

(目的)

第一条 この法律は、(D)に伴い医療的ケア児が(E)するとともにその実態が(F)化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようになることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(略)

(基本理念)

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を(G)で支えることを旨として行われなければならない。

- ① [ア D 医療技術の進歩 イ D 医療技術の進歩 ウ D 社会福祉の充実 エ D 社会福祉の充実
E 減少 E 増加 E 減少 E 增加]

- ② [カ F 多様 キ F 多様 ク F 一様 ケ F 一様
G 社会全体 G 関係者 G 社会全体 G 関係者]

受 験 番 号						氏 名	
------------------	--	--	--	--	--	--------	--

令和5年度

特別支援教育解答用紙	得点
------------	----

[問1]

A	難聴	B	疾病
C	派遣	D	機会
E	価値	F	人格
G	習得	H	助言

[問1]各2点

[問2]

(1)	①	A	侵害	B	障壁	C	必要						
	②	し	な	け	れ	ば							
	(2)	D	キ	E	ク	F	ア	G	工	H	才	I	ウ

[問2](1)(2)各2点

[問3]

A	意義	B	学習状況	C	まとまり
D	妥当	E	組織	F	言語
G	手話	H	視覚	I	段階
J	自己	K	補う		[問3]各2点

[問4]

(1)	A	対人関係	B	社会	C	通常			
(2)	①	ウ	②	エ	③	イ	④	オ	
(3)	F	工	G	ウ	H	オ			
(4)	I	人間関係	J	ガイダンス	K	カウンセリング			
	L	自己実現	M	職業					

[問4](1)(2)各2点(3)2点(完答)(4)各2点

[問5]

(1)	A	ウ	B	力	C	ア
(2)	①	エ	②	オ	③	ウ
(3)	①	イ	②	力		

[問5](1)(2)(3)各2点